

記載例

平成 2 1 年度分

市町村民税
道府県民税

住宅借入金等特別税額控除申告書

(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

第五十五号の四様式 (附則第二条の六関係)

神川町長 様	現住所	埼玉県児玉郡神川町大字植竹909	整理番号
	平成21年1月1日現在の住所	同上	電話番号
提出年月日	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地	同上	0495-77-2116
	フリガナ	カミカワ タロウ	生年月日
21年 2月20日	氏名	神川 太郎 印	明・大 昭・平 40・ 1・ 1

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入平成 年 月 日	住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月日を記載してください。
	増改築等平成 年 月 日	

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位：円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額(平成19年以降の居住年に係る額を除く)	確定A「24」欄 or 確定B「30」欄	前年分の所得税額(税額控除前)	確定A「22」欄 or 確定B「27」欄
前年分の所得税の課税総所得金額	確定A「21」欄 or 確定B「26」(分離「64」)欄	-	(マイナスの場合は、0)
前年分の所得税の課税山林所得金額	(分離「69」欄)	とのいずれか少ない方の金額	との少ない方
前年分の所得税の課税退職所得金額	(分離「70」欄)	市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(21 - 20)	(マイナスの場合は、0)
に対する所得税額相当額	×税額表1より	市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(22)×3/5	21 - 20
に対する所得税額相当額	×税額表2より	道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額(22)×2/5	22×3/5 1円未満は切り捨て
に対する所得税額相当額	×税額表1より		22×2/5 1円未満は切り上げ
+	+		
前年分の分離課税等の所得税額	肉用牛の格納	なければ0	
	短期譲渡	(分離「72」欄)	
	長期譲渡	(分離「73」欄)	
	株式等の譲渡	(分離「74」欄)	
	先物取引	(分離「75」欄)	
	租税条約実施特例法における利子・配当	なければ0	
からまでの合計	からまでの合計		
税額控除	配当控除の額	確定A「23」欄 or 確定B「28」欄	
	投資・リース税額等控除の額	確定B「29」欄	
+	-	(マイナスの場合は、0)	
		+	-

【税額表1】

の金額	の金額
1,000円 ~ 3,299,000円	・ ×0.1
3,300,000円 ~ 8,999,000円	・ ×0.2 - 330,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	・ ×0.3 - 1,230,000円
18,000,000円 ~	・ ×0.37 - 2,490,000円

【税額表2】

の金額	の金額
1,000円 ~ 16,499,000円	×0.1
16,500,000円 ~ 44,999,000円	×0.2 - 1,650,000円
45,000,000円 ~ 89,999,000円	×0.3 - 6,150,000円
90,000,000円 ~	×0.37 - 12,450,000円

平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額(注2)